



# ひんせい リフォーム 施工事例

リフォームかわら版  
vol.1

## 今回は、介護リフォームについてのお話です。 ご存知ですか？介護保険の対象となるリフォーム

要介護（要支援を含む。）と認定された人に対して介護サービスが給付されます。支給対象となる工事の1割を自己負担、9割が介護保険から支払われることとなります。介護保険における住宅改修の支給限度基準額は20万円なので、最高で18万円が介護保険から支払われることとなります。介護される側も介護する側も安心して暮らせる住宅改修が大切です。介護保険の給付対象となる住宅改修には次のようなものがあります。



### ①手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。

### ②床段差の解消

各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修。敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。

### ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等

### ④引き戸等への取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

### ⑤洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合。

### ⑥その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手すりの取付けのための壁の下地補強、扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など。

## 介護リフォームのフロにご相談されることをお勧めします。

手すりひとつを例にとっても取付すれば良いと言うものではありません。介護の状況やご本人様の状態により手すりの位置をどこに取り付けたら良いかなど微妙に変わってきます。担当のケアマネージャーさんに相談し、介護リフォームの経験豊かな工事店にご相談されることをお勧めします。

## 【施工例】



施工前  
和式トイレ



和式を洋式  
トイレに  
手すり  
取付け  
床を滑りにく  
いクッションフ  
ロアに



床段差を解消し、  
ドアは引き戸に交換



浴室の  
手すり取  
付け  
洗い場を  
滑りにく  
い床に



玄関アプローチの  
手すり・スロープ工事

お気軽にお問い合わせ下さい！



0120-312-341



エクステリア  
住まいのお手伝い  
事業部